

第2次福岡市消費者教育推進計画

～安全で安心できる消費生活の実現を目指して～

令和2年3月
福岡市

目 次

第1章 「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方	1
1 推進計画策定の趣旨	1
2 推進計画の位置づけ	3
3 推進計画の期間	4
4 推進計画の推進体制	4
5 推進計画の成果指標	5
第2章 消費者を取り巻く現状と課題	6
1 社会情勢の変化	6
(1) 高度情報通信社会の進展	6
(2) 高齢社会の進展	7
(3) 民法の成年年齢引下げによる若年者への影響	8
(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の発効	10
2 福岡市における消費生活相談の状況	12
(1) 消費生活相談件数の推移	12
(2) 消費生活相談の内容	13
(3) 若年者からの相談の状況	14
(4) 障がいのある人等からの相談の状況	16
(5) 架空請求等に関する相談の状況	17
3 消費生活に関する調査	18
(1) 第2次福岡市消費者教育推進計画の策定のための基礎調査	18
(2) 市政アンケート調査	25
4 課題	30
(1) 様々な担い手が連携した消費者教育の推進	30
(2) 児童・生徒及び若年者に対する消費者教育の推進	30
(3) 高齢者・障がいのある人への情報提供・注意喚起の推進と見守りの強化	30
(4) 高度情報通信社会への対応	31
(5) 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成	31
第3章 消費者教育推進の基本的な方向性	33
1 消費者教育が育むべき力	33
2 ライフステージに応じた体系的な実施	34
3 消費者の特性に対する配慮	35
4 様々な担い手による連携・協働	35
5 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携促進	36

第4章 消費者教育推進上の重点目標と具体的な取組み	38
1 重点目標	38
重点目標1 児童・生徒及び若年者に対する消費者教育の推進	38
(1) 学校(小・中・高等学校・特別支援学校)での取組みの推進	38
(2) 成年年齢引下げを踏まえた若年者に対する消費者教育の強化	38
重点目標2 高齢者・障がいのある人等に対する消費者教育の推進と見守りの強化	39
重点目標3 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	40
重点目標4 消費者教育に携わる担い手の育成	40
2 重点目標ごとの取組目標	42
3 具体的な取組	43
(1) 施策の体系	43
(2) 個別の施策	45
基本施策Ⅰ 様々な場におけるライフステージに対応した消費者教育の推進	45
1 学校等における児童・生徒・若年者への消費者教育の推進	45
(1) 幼稚園・保育所(園)における消費者教育の推進	45
(2) 小学校等における消費者教育の推進	46
(3) 大学等における消費者教育の推進	46
2 地域等における消費者教育の推進	47
(1) 地域の多様な担い手と連携した消費者教育の推進	47
(2) 高齢者、障がいのある人等に対する見守りの推進と支援者に対する消費者教育の推進	48
(3) 家庭における消費者教育の推進	49
3 職域における消費者教育の推進	50
(1) 職域における消費者教育の推進	50
基本施策Ⅱ 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	51
1 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	51
(1) 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	51
基本施策Ⅲ 消費者教育の担い手育成	52
1 学校における人材育成	52
(1) 小学校等における教員の指導力の向上	52
(2) 大学等における教職員の指導力の向上	52
2 地域等における担い手育成	53
(1) 市民の担い手の育成と支援	53
(2) 事業者における消費者教育の取組みの活用	53
基本施策Ⅳ 持続可能な開発目標(SDGs)の実現を意識した消費行動の促進	54
1 持続可能な開発目標(SDGs)の実現を意識した消費行動の促進	54
(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の実現を意識した消費行動の促進	54
福岡市消費者教育施策事業一覧	56